

議案第20号 朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

都市建設部まちづくり推進課

1 提案する理由

現在、市が管理する自転車駐車場は、利用時間を24時間と定めていますが、終電から始発までの時間帯においては、利用する方は少数となっています。

また、原動機付自転車駐車場の定期利用率においては、朝霞駅南口原動機付自転車駐車場の73.4%をはじめ、4施設合計でも83.6%にとどまっています。

利用実態等を踏まえた管理の効率化を図るため、入出場時間を新たに設定することにより、自転車等駐車場全10施設のうち、原則無人での管理となっている3施設を除く7施設において、午前1時30分から午前4時30分までの時間帯を閉鎖することで、エネルギー使用量を削減し、電気料金等の削減が見込めるほか、原動機付自転車の駐車対象範囲を現行の原付1種（50cc以下）に加え、原付2種（125cc以下）まで拡大することにより、利便性向上につながることから、今回改正を行うものです。

担当

都市建設部まちづくり推進課交通政策係  
電話463-1514